



平成28年5月24日

担 当	福島労働局 労働基準部 健康安全課長 清水俊明 安全衛生係主任 高橋貴大 電 話 024-536-4603 (直通)
	富岡労働基準監督署 監督・安衛課長 寺嶋徹之 電 話 0240-28-0170

熱中症防止対策の徹底を関係事業者等に要請

福島労働局（局長 島浦幸夫）では、熱中症による死傷災害の発生を防止するため、除染作業を発注している環境省福島環境再生事務所及び市町村のほか、労働災害防止団体等に対し、労働者の熱中症防止対策の徹底について文書により要請することとしました。

なお、建設業労働災害防止協会福島県支部長に対しては、下記により福島労働局長から直接要請文を交付します。

また、富岡労働基準監督署（署長 田中暁雄）では、東京電力ホールディングス株式会社福島第一廃炉推進カンパニー及び廃炉作業の元請事業者に対して、熱中症防止対策の徹底について本日要請することとしています。

記

日 時 平成28年5月25日（水曜日） 午後3時30分
場 所 福島労働局 局長室
福島市霞町1-46 福島合同庁舎5階

全国における熱中症による休業4日以上死傷者数は、平成22年の656人をピークに、平成23年以後も400人～500人台で推移するなど高止まりの状況を示しています。

昨年においては、熱中症による休業4日以上死傷者数は463人で前年より40人増加し、このうち、死亡者数は32人で前年より20人増加しているところです。

県内においては、平成26年以後休業4日以上死傷者数が急増しており、昨年は、休業4日以上死傷者数は19人で前年より1名増加し、このうち死亡者数は3名で前年より2名増加し、平成20年以後ではいずれも過去最高となっているところです。

熱中症による死傷災害は、高温多湿な作業環境下となる夏季（7～8月）に集中して発生しています。

福島労働局では、このような現状を踏まえ、熱中症による労働災害の発生を防止するため、あらゆる機会を捉えて熱中症防止対策の徹底を図ることとしています。

